

○糸魚川市ブロック塀等除却補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震災害又は老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、ブロック塀等の除却を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、レンガ造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 市内業者 市内に本店又は支店を有する業者（個人事業主を含む。）をいう。
- (3) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）で定められた道路、通学路、公園その他の公共の用に供する施設で市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内にブロック塀等を所有し、又は管理する者（国及び地方公共団体を除く。）
- (2) 補助金の交付申請時において、市税等を滞納していない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内業者が施工し、かつ、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等の全部又は一部を除却する工事の実施（以下「補助事業」という。）に係る費用とする。

- (1) 道路等に面しているものであること。
- (2) 道路等の地盤面からブロック塀等の頂点までの高さ（擁壁の上にブロック塀等

が設置されている場合は、当該擁壁部分を含む。)が1メートル以上であること。
ただし、ブロック塀等と道路等との間に開きよの水路がある場合は、道路面等の地盤面からブロック塀等の頂点までの高さが1メートル以上かつ当該水路幅以上であること。

2 補助事業において、高さを減じる一部除却をする場合の補助金の交付対象は、当該ブロック塀等を、道路等の地盤面からブロック塀等の頂点までの高さを1メートル未満にする工事とする。ただし、敷地の形状、構造等により、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、地震その他の災害発生によりブロック塀等に倒壊のおそれがあり、かつ、通行人の安全を確保するために除却する必要があると市長が認められたものは、その除却工事を補助金の交付の対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、同一敷地内にあるブロック塀等につき1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、糸魚川市ブロック塀等除却補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費用の見積書の写し(構造、延長、高さ等の記載のあるもの)
- (2) 施工予定箇所の写真(ブロック塀等の全景及び高さが分かるもの)
- (3) 施工予定箇所の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項に定める申請書又は添付書類について、記載すべき事項の一部又は同項に定める添付書類の一部を省略することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の不交付を決定したときはその旨及び理由を、糸魚川市ブロック塀等除却補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、糸魚川市ブロック塀等除却補助金変更等承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、その内容が軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の内容を審査の上、糸魚川市ブロック塀等除却補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに糸魚川市ブロック塀等除却補助金事業中止届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項における届出を受け、その内容が適正であることを確認した時点で当該事業の交付の決定を取り消す。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、糸魚川市ブロック塀等除却補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施工箇所の竣工写真
- (2) 工事費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、糸魚川市ブロック塀等除却補助金確定通知

書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第7条に定める交付の決定通知をもって確定の通知に代えることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。